

日常生活用具給付事業の見直しについて

1 所得制限の撤廃

変更前	変更後	変更年月
18 歳未満の障害児本人及び同一世帯構成員のうち、市町村民税所得割の納税額が 46 万円以上の者がいる場合は対象外。	撤廃	令和 7 年 4 月

2 対象品目の見直し

(1) 新規追加

追加用具	追加年月
視覚障害者用血圧計	令和 6 年 5 月
視覚障害者用温湿度計（音声式）	令和 7 年 5 月

(2) 給付対象品追加

用具名	性能	変更年月
特殊マット	褥瘡防止のため送風機能が付加された機種を追加	令和 6 年 5 月
視覚障害者用読書機	音声読み取り機能のある機種を追加	

(3) 給付金額変更

用具名	変更前基準額	変更後基準額	変更年月
特殊マット	1 万 9,600 円	①1 万 9,600 円 ②15 万 4,000 円（※）	令和 6 年 5 月

※（2）の給付対象品追加に伴い、②の基準額を追加。

(4) 給付要件変更（抜粋）

用具名	変更前対象者	変更後対象者	変更年月
視覚障害者用ポータブルレコーダー	・視覚障害 2 級以上	・視覚障害 2 級以上 ・ <u>上肢機能障害 2 級以上</u> ・ <u>読字障害があり、DAISY 図書の利用が適切である方</u>	令和 6 年 5 月
情報・通信支援器具	・上肢障害 2 級以上 ・視覚障害 2 級以上	・上肢機能障害 2 級以上 ・視覚障害 2 級以上 ・ <u>読字障害があり、DAISY 図書の利用が適切である方</u>	